

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
58	令和5年度名古屋市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務 基礎項目評価書【令和6年9月20日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、令和5年度名古屋市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度名古屋市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務
②事務の概要	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の支援を目的として、「緊急支援給付金」の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対して支給する1世帯あたり3万円の給付金【令和6年3月12日終了】 (2)令和5年度住民税非課税世帯等に対して支給する1世帯あたり7万円の給付金【令和6年4月26日終了】 (3)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して支給する1世帯あたり10万円の給付金【令和6年9月20日終了】 (4)(2)(3)の世帯のうち子育て世帯に対して支給する児童1人あたり5万円の加算給付金【令和6年9月20日終了】 なお、情報連携により特定個人情報を照会する者については、本市に令和5年1月2日以降に転入してきた者に限る。
③システムの名称	給付金進捗管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第2の121の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課
②所属長の役職名	名古屋市健康福祉局高齢福祉部担当課長（低所得世帯に対する給付金担当）
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 052-228-2772

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人を取り扱う事務 ②事務の概要	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の支援を目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金にて実施する事業として、令和5年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円の「緊急支援給付金」の支給を実施するもの。 なお、情報連携により特定個人情報を照会する者については、本市に令和5年1月2日以降に転入してきた者に限る。	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の支援を目的として、「緊急支援給付金」の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対して支給する1世帯あたり3万円の給付金【令和6年3月12日終了】 (2)令和5年度住民税非課税世帯等に対して支給する1世帯あたり7万円の給付金 (3)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して支給する1世帯あたり10万円の給付金 (4)(2)(3)の世帯のうち子育て世帯に対して支給する児童1人あたり5万円の加算給付金 なお、情報連携により特定個人情報を照会する者については、本市に令和5年1月2日以降に転入してきた者に限る。	事後	
令和6年3月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年12月1日	令和6年3月1日	事後	
令和6年3月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年12月1日	令和6年3月1日	事後	
令和6年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人を取り扱う事務 ②事務の概要	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の支援を目的として、「緊急支援給付金」の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対して支給する1世帯あたり3万円の給付金【令和6年3月12日終了】 (2)令和5年度住民税非課税世帯等に対して支給する1世帯あたり7万円の給付金 (3)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して支給する1世帯あたり10万円の給付金 (4)(2)(3)の世帯のうち子育て世帯に対して支給する児童1人あたり5万円の加算給付金 なお、情報連携により特定個人情報を照会する者については、本市に令和5年1月2日以降に転入してきた者に限る。	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯の支援を目的として、「緊急支援給付金」の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対して支給する1世帯あたり3万円の給付金【令和6年3月12日終了】 (2)令和5年度住民税非課税世帯等に対して支給する1世帯あたり7万円の給付金【令和6年4月26日終了】 (3)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して支給する1世帯あたり10万円の給付金【令和6年9月20日終了】 (4)(2)(3)の世帯のうち子育て世帯に対して支給する児童1人あたり5万円の加算給付金【令和6年9月20日終了】 なお、情報連携により特定個人情報を照会する者については、本市に令和5年1月2日以降に転入してきた者に限る。	事後	